

5 環境保全

中部臨空都市

進出企業等は、次の点に配慮するとともに、必要に応じて環境保全対策を講ずる。

(1) 騒音等

施設からは、周辺環境に影響を及ぼす騒音等を極力発生させないよう努力するとともに、やむをえず発生する騒音等については、十分な遮音等の対策を施し、周辺環境に影響を与えないよう配慮する。

(2) 環境測定

ばい煙等発生施設については、排出されるばい煙等の濃度を測定し、その結果を記録する。

(3) 交通

建物の発生交通量に見合った駐車場を確保するとともに、前面道路からの出入口の位置、間隔、歩行者動線との関係等に配慮し、周辺交通への影響を最小限とするよう配慮する。

(4) ビル風

高層建築物の整備にあたっては、ビル風等の風害を防ぐため、建築物の形状や植栽等に配慮する。

(5) 電波障害

建築物等の建築等により電波障害を及ぼした時は、必要に応じて適切に対処する。

(6) 工事中の対策

建築物等の建設にあたっては、周辺の構造物への影響を極力小さくする。

なお周辺の構造物へ影響を与える恐れのある場合は、あらかじめ構造物の管理者とその対策等について十分調整する。

建設工事による騒音、振動などの影響を抑えるように努めるとともに、廃棄物の発生抑制及び適正処理に努める。

工事現場周囲の仮囲いは、周囲の景観に配慮する。